

令和7年度 巻上げ機(ウインチ)運転業務特別教育ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会山形県支部

登録番号 : T5010405001851

TEL 山形県支部 : 023-642-3033

技能安全センター : 0237-83-2211

労働安全衛生法第59条により、動力により駆動される巻き上げ機(ウインチ)の運転は、特別教育を修了した者でないと出来ないことになっております。「ウインチは、建築、土木工事などの建設現場で、物の上げ下ろし、運搬、引っ張り作業など、幅広く使用されておりますが、左官工事、屋根工事などの小規模工事で使用する小型ウインチや、重機などを運搬するトレーラーの荷台に装備してある、重機の積込み、積み卸し用のウインチも特別教育の対象となります。」(労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第11号)

このウインチの運転が出来る資格を得るための特別教育を、下記のとおり開催いたしますので、ウインチの運転業務に従事させる関係者をもれなく受講させ、安全作業の遂行と、法令違反とならないようご配慮方お願いいたします。

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程 (学科・実技)	講習会場
学科: 令和7年 8月25日(月) 8:50~16:10 実技: 令和7年 8月26日(火) 8:30~12:40	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

注意事項 ①実技日は、実技ができる服装でおいで下さい。(長袖・長ズボン又は作業用つなぎとなります)
②実技日のヘルメットは各自で準備してください。

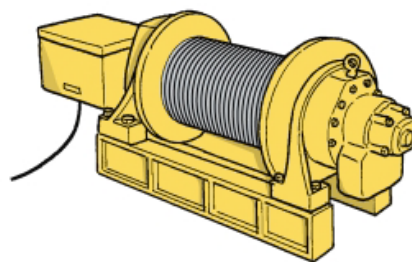
【講習カリキュラム 学科:6時間 実技:4時間】

(学 科)

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①巻上げ機に関する基礎知識 | 3時間 |
| ②巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識 | 2時間 |
| ③関係法令 | 1時間 |

(実 技)

- | | |
|----------|-----|
| ④巻上げ機の運転 | 3時間 |
| ⑤荷掛け及び合図 | 1時間 |



2 受講対象者

満18才以上ならどなたでも受講できます。



3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料3,000円補助)
受講料・教材費	受講料 18,350円 教材費 1,210円	受講料 15,350円 教材費 1,210円
	合 計 19,560円	合 計 16,560円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 受講申込先・手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（40名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N○. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通N○. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

5 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「特別教育 統合修了証」を発行します。

○建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

6 その他注意事項

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

